

2024年1月9日

2023年12月18日（月）、25日（月）開催 有識者会議「最終報告書」解説セミナー
主なご質問への回答

No.	内容	回答
1.	<p>(新たな制度の試験) 新たな制度の技能検定試験基礎級等、日本語能力試験について受験の義務と合格の必要性を知りたい。</p>	<p>最終報告書では、「受入れ機関は、技能修得状況等を評価するため、外国人に対して、</p> <ul style="list-style-type: none">○ 育成開始から1年経過時までに、技能検定試験基礎級等及び日本語能力A 1相当以上の試験（日本語能力試験N 5等）○ 育成終了時までに、技能検定試験3級等又は特定技能1号評価試験及び日本語能力A 2相当以上の試験（日本語能力試験N 4等）をそれぞれ受験させるものとする <p>(注)。」と記載がありますので受験が義務となっています。</p> <p>(注) ただし、日本語能力に関しては、現行の技能実習制度における取扱いを踏まえ、各受入れ対象分野でより高い水準の試験の合格を要件とすることを可能とする。</p> <p>なお、以下の場合には合格が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none">① 本人の意向による転籍の要件では、「技能検定試験基礎級等及び日本語能力A 1相当以上の試験（日本語能力試験N 5等）」に合格していることが必要です。 (上記(注)と同じ)② 新たな制度において育成がなされた外国人の特定技能1号への移行では、「従前の技能検定試験3級等以上又は特定技能1号評価試験の合格に加え、日本語能力A 2相当以上の試験（日本語能力試験N 4等）」の合格を要件としています。(上記(注)と同じ) <p>ただし、日本語能力試験の要件については、当分の間は、当該試験合格に代え</p>

		て、認定日本語教育機関等における相当の日本語講習を受講した場合も、その要件を満たすものとなっています。
2.	<p>(新たな制度での現行制度における入国後講習について)</p> <p>新たな制度では、現行制度の入国後講習に代わる講習を行うのか。また、「認定日本語教育機関等」とはどのような機関であるのか。</p>	<p>最終報告書では、日本語能力の向上方策として、就労開始前(新たな制度)では「日本語能力A 1相当以上の試験(日本語能力試験N 5等)の合格又は入国直後の認定日本語教育機関等における相当の日本語講習の受講」との記載があります。現行制度の入国後講習に代わる仕組みとなるのかは不明です。</p> <p>次に、「認定日本語教育機関等」の詳細に関する点については、最終報告書に記載はありませんでした。</p> <p>参考としまして、文部科学省では日本語教育機関認定法の制定後、法施行に向けた準備が行われています。</p>
3.	<p>(新たな制度の受入れ機関、監理団体の要件)</p> <p>新たな制度の受入れ機関、監理団体に関する要件について、例えば、育成就労制度(仮称)における受入れ機関は協議会に加入することや、監理団体の受入れ機関数等に応じた職員の配置等の要件について詳細を知りたい。</p>	<p>(受入れ機関)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終報告書では、受入れ機関の要件として「新たな制度の下での受入れ機関については、人材育成の観点から、現行の技能実習制度における受入れ機関ごとの受入れ人数枠を含む育成・支援体制等の要件を適正化して設定するとともに、人材確保の観点から、現行の特定技能制度における分野別協議会への加入等の要件を設けた上で、その他より適切性を確保するために必要な要件を新たに設けることを検討する。」と記載があります。要件の詳細は、今後決まっていくことになると思われます。 <p>(監理団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終報告書では、監理団体の要件として「新たな制度の下での監理団体については、国際的なマッチング機能や受入れ機関及び外国人に対する支援等の機能を適

		<p>切に果たすことができるよう、受入れ機関と密接な関係を有する監理団体の役員等の監理への関与の制限、外部者による監視の強化等により独立性・中立性を担保するとともに、受入れ機関数等に応じた職員の配置、財政基盤や外国語による相談対応体制の確保に係る許可要件を設け、送出機関からのキックバック、供応を禁止することとし、制度施行に伴い、新たに許可を受けるべきものとする。」と記載があります。要件の詳細は、今後決まっていくことになると考えられます。</p>
4.	<p>(受入れ対象分野)</p> <p>現行の特定技能制度に対応していない技能実習2号移行対象職種、技能実習1号のみの実習を行っている事業所は受入れができなくなるのか。</p>	<p>最終報告書では、「新たな制度の受入れ対象分野については、現行の技能実習制度の職種等を機械的に引き継ぐのではなく、新たな制度と技能実習制度の趣旨・目的の違いを踏まえ、新たに設定するものとする。その際、新たな制度が人手不足分野における特定技能1号への移行に向けた人材育成を目指すものであることから、新たな制度の受入れ対象分野は、特定技能制度における「特定産業分野」が設定される分野に限ることとし、国内における就労を通じた人材育成になじまない分野については、新たな制度の対象とせず、特定技能制度でのみ受け入れることを可能とする。」と記載がありますが、それ以上の記載がないため受入れの可否は不明です。</p>
5.	<p>(その他)</p> <p>① 育成就労制度（仮称）・特定技能制度の書類審査をどこの機関が行うのか。</p> <p>② 育成就労制度（仮称）では満了帰国もしくは途中帰国した元技能実習生も対象になるのか。</p> <p>③ 現状、二国間取決めがされていない国があるかと思うが、今後は結ばれると考え</p>	<p>左記のご質問は、最終報告書に記載がなく詳細は不明です。今後、内容がわかりましたら、セミナー等を通じてご説明する予定です。</p>

	<p>てよいのか。締結されない場合、入国できなくなるのか。</p> <p>④ 日本語の試験を必須とした場合、費用は事業者負担か。</p> <p>⑤ 再試験の為、1年間「同一の受入れ機関」に居られると、あるが、その後は転籍可能ということか。</p>	
--	---	--

以上